令和4年第2回葛城市議会定例会会議録(第5日目)

- 3. 出席議員15名 1番 西川 善浩 2番 横 井 晶 行 3番柴田三乃 4番 坂 本 剛 司 5番 杉 本 訓 規 6番 梨 本 洪 珪 7番 吉 村 始 8番 奥 本 佳 史 9番 松 林 謙 司 10番 谷 原 一 安 11番 川 村 優 子 12番 増 田 順 弘 13番 西 井 覚 14番 藤井本 浩 15番 下 村 正 樹

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| 市 | | | 長 | 冏 | 古 | 和 | 彦 | 副 | Ī | | 長 | 溝 | 尾 | 彰 | 人 |
|---------|-----|-----|----|---|---|---|---|----|-----|-------------|-----|---|---|---|---|
| 教 | 育 | | 長 | 椿 | 本 | 剛 | 也 | 企 | 画 | 部 | 長 | 高 | 垣 | 倫 | 浩 |
| 総 | 務 | 部 | 長 | 東 | | 錦 | 也 | 総 | 務音 | 郭 理 | 事 | 安 | Ш | 博 | 敏 |
| 財 | 務 | 部 | 長 | 米 | 田 | 匡 | 勝 | 市. | 民生 | 活剖 | 3長 | 前 | 村 | 芳 | 安 |
| 市民生活部理事 | | | | 林 | 本 | 裕 | 明 | 都 | 市整 | 備剖 | 3 長 | 松 | 本 | 秀 | 樹 |
| 産業観光部長 | | | | 早 | 田 | 幸 | 介 | 保 | 健 福 | 祉部 | 3長 | 森 | 井 | 敏 | 英 |
| こども | も未来 | 創造 | 部長 | 井 | 上 | 理 | 恵 | 教 | 育 | 部 | 長 | 西 | Ш | 育 | 子 |
| 教言 | 育 音 | 『 理 | 事 | 板 | 橋 | 行 | 則 | 上 | 下水 | 道剖 | 3 長 | 井 | 邑 | 陽 | _ |
| 会言 | 計 徨 | 9 理 | 者 | 吉 | 井 | | 忠 | | | | | | | | |

5. 職務のため出席した者の職氏名

| 事 | 務 | 局 | 長 | 岩 | 永 | 睦 | 治 | 書 | 記 | 新 | 澤 | 明 | 子 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 書 | | | 記 | 神 | 橋 | 秀 | 幸 | 書 | 記 | 福 | 原 | 有 | 美 |

- 6. 会議録署名議員 1番 西川 善浩 15番 下村 正樹
- 7. 議事日程

日程第1 議第34号 葛城市都市公園条例の一部を改正することについて

- 日程第2 議第37号 工事請負契約の締結について(旧當麻庁舎除却工事)
- 日程第3 議第42号 葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一 部を改正することについて
- 日程第4 議第43号 調停に代わる決定について
- 日程第5 議第33号 葛城市介護保険条例の一部を改正することについて
- 日程第6 議第35号 工事請負契約の締結について(新庄スポーツセンター耐震改修及び 屋根改修工事)
- 日程第7 議第36号 工事請負契約の締結について(葛城市立新庄中学校南東部擁壁改修 工事)
- 日程第8 議第38号 財産の取得について
- 日程第9 請願第1号 県域水道一体化計画について葛城市民に説明することに関する請願 について
- 日程第10 議第39号 令和4年度葛城市一般会計補正予算(第2号)の議決について
- 日程第11 議第40号 令和4年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第1号)の議決について
- 日程第12 議第41号 令和4年度葛城市水道事業会計補正予算(第1号)の議決について
- 日程第13 発議第3号 環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設の ZEB化のさらなる推進を求める意見書
- 日程第14 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

開 会 午前10時00分

川村議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより令和4年第2回葛城市議会定例会第5日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末などの情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

ここでご報告事項を申し上げます。

本定例会中に開催されました各常任委員会において、所管の調査事項について審査をされておりますので、その審査状況について各委員長より報告を願います。

まず、総務建設常任委員長より報告を願います。

6番、梨本洪珪議員。

梨本総務建設常任委員長 皆様、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告いたします。去る6月15日の本会議におきまして、総務建設常任委員会に付託されました2議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、6月22日午前9時30分より委員会を開催いたしました。

続いて、6月27日の本会議におきまして、総務建設常任委員会に付託されました2議案につきまして、6月27日午前10時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告いたします。

初めに、都市計画法一部改正に伴う区域見直しに関する事項についてであります。理事者 からは、3月での委員会以降の区域除外の進捗状況や集積率引上げについて報告がございま した。災害ハザードエリアの除外状況については、都市計画法の一部改正期日が令和4年4 月1日施行のため、災害ハザードエリアを含む7つの区域について見直しを行い、違法な状 況とならないよう、令和4年3月31日付で、市内の第34条第11号区域から災害ハザードエリ アを含む区域を除外し、手続が完了している。除外後の区域の状況については、奈良県のホ ームページにて公開されており、また、広報かつらぎ6月号においてもお知らせをしている。 今回、除外を行ったエリアは7地区で、そのうち、加守、兵家、太田の3地区については、 その区域の全域が除外となり、新在家、中戸、笛堂、竹内の4地区については、区域の一部 が除外となった。この7地区のうち6地区からは、第34条第11号区域の存続を希望する旨の 要望書の提出があり、市としては、各大字の避難体制や災害対策施設などの状況をアンケー ト形式で聞き取りを行い、それらを基に、葛城市独自の様式である避難カルテを作成し、県 担当課に対して提出を行い、区域再指定に向けて協議を重ねている。県からは、全国的に除 外区域を再指定した事例がないかを確認したいとの返答にとどまり、葛城市の要望に対する 回答は現時点はなく、またその判断には時間を要すると思われるため、今後も引き続き、区 域の再指定についての協議を進めていきたいと考えている。

次に、奈良県独自の課題となっている第34条第11号区域における虫食い的な開発を抑制するため、区域指定における集積率の引上げについては、令和6年3月末までの2年間の経過

措置期間の中で、建築物敷地の割合を50%以上に引上げを行う必要があるが、各指定区域の 集積率を再計算したところ、令和4年4月1日以降で指定されている17地区のうち、集積率 50%以上の区域が12区域、50%未満の区域が5区域となり、この結果について第34条第11号 区域が指定されている全ての大字区長に対して報告を行った。集積率を引き上げるためには、 住宅開発が進み、宅地面積が増える、または田などの空き地をその区域から除外し、区域全 体の面積を小さくする必要があるが、空き地を除外する際には、不公平感を生まない除外エ リアの選定を行うための一定の基準を設ける必要があると考えている。対象となる大字に対 し状況の説明を行い、引上げの方法について相談し、最善の方法を見つけていきたいと考え ているという報告がありました。

委員からは、除外となった区域における再指定のスケジュール感はどうかという問いに対し、全国的に前例がないため、県も判断に時間を要している。県としても、多方面と協議を行わなければならない事情もあるため、今の時点で、再指定のスケジュールは分からないという答弁がございました。また、除外された区域の再指定に当たって、区域の集積率についてはこれまでの基準でよいのか。集積率を見直した基準となる場合、集積率の引上げについても同時に考えていかなければならず、それらを踏まえた地元との協議が必要になるのではないかという問いに対し、今回、全域が除外となった3地区についても集積率を調べており、全て50%を超えている状況。県としては、今後できるだけ地域の建物に沿った形で区域を狭め、集積率を高くしていきたいと考えていると思われるが、葛城市としては、除外した区域について、レッドゾーンを除く範囲で除外前の区域が再指定できるよう、協議を行いたいと考えている。また、県との協議の中で再指定の基準としやすいのは、レッドゾーンに災害対策施設を設けることで、レッドゾーンがなくなり、その中でイエローゾーンの影響がどれだけ減るのかを数字的に判断できるのであれば、再指定に向けての近道になると聞いているという答弁がありました。

次に、尺土駅前周辺整備、国鉄・坊城線整備事業に関する事項についてであります。尺土 駅前周辺整備事業については、3月に報告を受けた内容と変わりなく進んでいることから、 理事者からの報告のみ行っていただきました。

現在の状況としては、尺土駅西側に位置する葛下川に架かる新設橋梁の下部工部分が6月末には完了し、引き続き、上部工部分を7月中に入札、令和5年1月末の完了の予定である。そして、設計業務委託については、駅舎南側に直接接続するエレベーターの設計を含めた全体の詳細設計業務委託の契約を令和4年1月に交わしており、令和5年度中のエレベーターの供用に向け取り組んでいる。以前に委員より意見のあった用地取得が完了している部分を利用した仮の道路形態についても検討しているところである。また、事業用地の取得状況については、駅前広場部分で未契約者1名の方と交渉を行っているが、同意を得られていない状況である。事業認定を受ける準備も進めながら、引き続き粘り強く交渉し、早期完了を目指している。この事業認定の進捗については、事業の必要性、代替案との比較など、認定庁の奈良県と協議を重ねており、早期の認定取得に向けて取り組んでいるという説明がございました。

続いて、国鉄・坊城線整備事業についてであります。国鉄・坊城線整備事業についても、 3月に報告を受けた内容と変わりなく進んでいることから、理事者からの報告のみ行ってい ただきました。

現在の状況としては、JR柿本架道橋東側の接続部分の工事について、令和3年12月に工事請負契約を締結し、令和4年9月末の竣工に向けて取り組んでいる。今後、ライフラインである上下水道管、ガス管及び吉野川分水管の本設工事を予定しており、令和6年4月の開通を目指して進めている。また、道路改良工事に伴う測量設計業務委託については、令和4年5月に契約を交わしており、令和5年1月末完了に向け、実施している。事業用地の取得状況については、境界の確定など難航している問題もあり、厳しい状況ではあるが、引き続き、鋭意努力していきたいと考えているといった報告がありました。

次に、葛城市地域公共交通計画に関する事項についてであります。理事者からは、令和4年3月に策定した葛城市地域公共交通計画について報告がございました。この計画は、交通事業者や道路管理者などの関係者、国や県などの行政関係者、地域公共交通の利用者で組織している葛城市地域公共交通活性化協議会において協議を重ね、市の第二次総合計画等の上位計画を踏まえながら、公共交通の課題解決に向け、将来の公共交通の在り方等を定めたもので、計画期間は令和4年度から令和8年度までの5年間としております。公共交通が抱える課題の解決に向けて、「住みよいまちを支え、にぎわいや活力の創出に寄与する、地域公共交通の実現」と計画の基本方針を定め、また、3つの目標を設定し、具体的な事業に取り組んでいくことを明記している。計画の達成状況を評価するための数値指標等については、新型コロナウイルス感染症の影響により、公共交通の利用者が大きく減少している状況であったため、まずはコロナ禍前の水準まで利用者を回復させることを目標として設定しているが、新型コロナウイルス感染症が収束していけば、社会情勢が変化することも考えられることから、必要に応じて見直しを行い、葛城市の公共交通がよりよいものとなるよう取組を進めていきたいとの報告がありました。

最後に、契約事務に関する事項についてであります。令和3年9月並びに12月開催の本会議において、議員より一般質問されたクリーンセンターの契約事務について、市として調査を行い作成したクリーンセンターの契約事務調査報告書について、理事者より報告がございました。この件については、人事課において、関係する職員と施工業者に対して聞き取り調査を実施し、写真データなどの関係書類を検証した。そして、令和2年度にクリーンセンターで行われた5件の工事、修繕について、市としては総合的に判断して実際に行われたと認定し、各段階における事務執行の不適正な取扱いや事務手続の懈怠を確認した。この調査結果を踏まえた対応として、必要な事務を怠り、不適切な事務執行を行ったことについて、懲罰審査委員会に諮問し、職員の処分を行った。再発防止に向けた取組として10項目を掲げ、契約事務の流れを整理するとともに、第三者によるチェック体制、相談体制の強化、職員研修の充実などを図り、全職員が改めて緊張感を持ち、職務に取り組んでいくことを報告いただきました。

委員からは、問題を隠す体質をつくらないことが大切である。議会は、どのような問題で

も報告をいただければ一緒になって考えていきたいと思っている。今回の事象を受けて、どのようなことを強化していきたいかという問いに対し、副市長からは、ミスをリスクにさせないようにするため、リスクマネジメント会議や部長・課長会議などを開催し、問題が起こったとしても、すぐ相談しやすい体制をつくっている。あえて、人と人とを交わらせ、話をする機会をつくったことは方法の1つであると考えているという答弁がありました。そして、市長からは、今回、職員それぞれに得意分野、不得意分野があると痛烈に感じた。それをどのように組み合わせられるのか、どのような形で組織全体としてカバーしていくのか、これからの検討課題となるという答弁がありました。

また、他の委員からは、報告書は個人の懈怠という言葉でまとめられているが、本当は組織的に問題があるのではないか。そのような葛城市の体質を根本から変えていく必要があると考えるが、内部での調査では限界があり、この点について調査がされていない。今回の報告書で終わりというのは納得がいかないという意見がございました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされ、数多くの意見、要望 が出されたことを申し添えて、総務建設常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

川村議長 次に、厚生文教常任委員長より報告願います。

8番、奥本佳史議員。

奥本厚生文教常任委員長 皆さん、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告いたします。去る6月15日の本会議におきまして、厚生文教常任委員会に付託されました4議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、6月23日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち本委員会の所管事項のうち、4つの調査案件について審査の概要をご報告いたします。

まず、1つ目の調査案件、学校給食に関する諸事項についてであります。理事者からは、 給食費の未納状況についての報告があり、令和3年度の未納が33万1,700円あるが、昨年度 の実績から20万円程度は令和4年度に入ってくる見込みである。また、未納のない新庄小学 校について、他の学校と比べ、特別な収納対策はしていない旨、説明がありました。

委員からは、黙食の緩和についてはという問いがあり、奈良県内ではまだ実施されておらず、緩和は慎重に検討していくとの答弁がありました。

また、他の委員からは、食材の値上げへの影響は。また、対応策はいろいろあると思うが、 今後の方針はとの問いがあり、4月、5月分については昨年と変わっていないが、今後上が ってくると考えている。材料費は上がっても質は下げないよう、今後検討するとの答弁があ りました。

次に、2つ目の調査案件、ICT教育に関する諸事項についてであります。理事者からは、5月に実施した令和4年度ICT活用教員アンケート結果についての報告がありました。委員からは、ICTの活用ができない教員へのフォロー、対応はという問いがあり、ICT支援員から声をかけていただいているが、課題であるとの答弁に対し、先生方の活用のスキルにばらつきが生じないよう検討していただきたいとの要望がありました。

また、ハード面の質問として、タブレットの不具合があった場合、どう対処されるのか。

また、Wi-Fi環境はとの問いに対しまして、学校教育課に予備機があるので交換する。 Wi-Fiについては各教室整っているとの答弁がありました。

そして3つ目の調査案件、就学前児童の保育と教育に関する諸事項についてであります。 理事者からは、私立の當麻地区認定こども園の進捗状況についての報告があり、當麻小学校 校区内に建設予定の認定こども園については、令和3年3月25日に社会福祉法人裕愛会を事 業候補者として選定し、令和6年4月1日の開園に向けて現在手続を進めている。今後のス ケジュールとしては、保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金の申請のために、 市を通じて奈良県へ事前協議資料を提出する必要があり、申請を受け付けた段階で、認定こ ども園整備予定地が確定したものとして詳細を示すことができるとの説明がありました。

委員からは、令和6年の期日までにできるのか、行政も力を貸してあげないといけないのではという問いが出まして、期日までに完成するよう、事業者と一緒に進めている。今後、 細部を詰めていくことになるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、令和6年度から保育施設及び保育環境が変わるというのを市民に 説明いただきたい。民間の認定こども園であるが、できれば名前の募集もしていただきたい との意見がありました。

最後に、4つ目の調査案件、ゴミの減量化に関する諸事項についてであります。理事者からは、有価物の一時保管場について、有価物の定義、市内有価物・廃棄物の処理、取扱業者、 葛城市の騒音及び悪臭の規制基準等について報告がありました。

委員からは、特定工場等の騒音の測定の際、どのように行うのかという問いが出まして、 測定方法としては、敷地の境界線上で、朝、昼、夜、それぞれ1回ずつ5秒間隔で10分程度 測定するのが一般的であるとの答弁がありました。

また、測定には誰が行くのかとの問いに対し、環境課が相手に知らせずに行く。金属加工業ではないが、何件か過去に行っているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、スクラップの事業所が住宅に近いところにでき、急に大きな音が 出るが、単発的な音の測定方法はとの問いがあり、騒音規制法の規制の対象としているのは 特定工場等の常時稼働の音で、単発的な音は該当しないとの答弁がありました。

以上、4項目の調査案件でありますが、このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、また数多くの意見が出されておりますことを付け加えまして、厚生文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

川村議長 次に、会期中に開催されました県域水道一体化調査特別委員会と當麻庁舎の危険性排除に 伴う機能再編に関する特別委員会の審査状況について、各委員長より報告を願います。

まず、県域水道一体化調査特別委員長より報告願います。

14番、藤井本浩議員。

藤井本県域水道一体化調査特別委員長 皆さん、おはようございます。

去る6月15日の本会議におきまして、県域水道一体化調査特別委員会に付託されました1 議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、6月23日午後3時より委員会を開催し、慎 重に審査いたしました。そのうち本委員会の所管事項の調査案件につきまして、審査の概要 をご報告いたします。

初めに、県域水道一体化に関する陳情書についてであります。葛城市区長会会長から市長宛てに令和4年6月3日付で提出された県域水道一体化に関する陳情書では、5月18日の区長会への説明会が開催されたこと、本市水道事業の歴史、奈良県の水道事業の課題と奈良モデル、本市水道事業の状況について記載されており、最後に葛城市上水道事業の存続を目的とする供給単価の値上げは、必要になることへの理解はするも、県域水道一体化事業では、内部留保資金や負債、引当金、未払金の引継ぎ、施設、管路の耐震化など、負の条件が多々あり、試算できない部分がある中で、供給単価のみ5年ごとに値上がりをするスケジュールになっているため、奈良県下で一番安価な供給単価の水道水を市民に提供する葛城市にとっては魅力はないこと。よって、消費者物価が上昇する中で、葛城市の判断で価格設定ができる「命の水」、市民一人ひとりの暮らしを支える意味においても、値上げにつながる県域水道一体化には参加されませんよう陳情申し上げますという内容であると理事者から報告がありました。

委員からは、陳情書を読んで、値上げという部分が強調されている印象を持ったが、県域 水道一体化に参加しなかった場合でも値上げにつながるということについては説明されたの かという問いに対し、この特別委員会で以前お示ししたものと同じ資料で説明させていただ いている。また、陳情書の中にも、葛城市として、供給単価の値上げは必要になるという記 載があるので、その部分についてもご認識をいただいているものと判断しているという答弁 がありました。本委員会といたしましても、地元、区民のことを一番にご尽力いただいてい る区長会からの貴重なご意見ということで重く受け止めさせていただいて、今後も調査を進 めてまいりたいと考えている。また、理事者におきましては、市にとって最良の判断をして いただきますよう要望いたします。

次に、水道事業に関する事項についてであります。理事者から、去る6月6日に開催されました第3回奈良県広域水道企業団設立準備協議会の協議内容について、1、規約の一部改正について、2、奈良市提示論点の検討について、3、意思決定プロセスなどの検討について、4、今後のスケジュールについての4点の説明があり、その中で、奈良市から提示された論点を協議会として議論する場として、県域水道一体化論点検討部会を設ける。構成員は、奈良・天理・橿原・生駒・桜井・御所の各市長、田原本町長、広陵町長、そして奈良県副知事となっていたが、協議の結果、町村の構成員を増員することとなり、急遽事務局で調整され、三郷町長と大淀町長が追加されたと。テーマについては、奈良市から提示された論点の対応であるという説明がありました。

委員から、奈良市の提示した論点とはという問いに対し、主なものとして、1、将来の投資規模と料金水準について、2、奈良県広域水道企業団の将来の料金水準試算について、また、試算をするための協議会参加他団体のデータ提供について、3、経営上の限界を超えた構造的要因(地理的条件など)を抱える団体の累積欠損金等を企業団で賄うことについて、4、下水道事業を上水道事業と一体的に行っている市町村の下水道事業とも県域で一体的運営を行うことについての4点であるという答弁がございました。

また、この検討部会になぜ葛城市は入っていないのか。もっと葛城市も論点を主張しなくてよいのかという問いに対し、市長から、この検討部会の設立にあっては、県市長会の中で奈良市と県との議論がうまくかみ合っておらず、このような状態が続くと奈良市が脱退する可能性があり、奈良市を含めて協議会に参加した上で県城水道一体化を目指していくのが望ましいと考えるため、調整する場が欲しいという意見書を県に対して提出することになった。しかし、葛城市は、当初から県域水道一体化への参加については非常に慎重な態度を取っているので、他の市に対して協議会に入りなさいといった内容の意見書を提出することについては合意できないと判断した。今回、県域水道一体化を強く要望される市が中心となって、奈良市を含めた協議をする場を設けた検討部会なので、当然、葛城市は入っていない。また、葛城市は協議会の初期の段階から主張しているが、全体の企業規模からいうと、葛城市の主張がこのまま100%通ることは非常に難しいという認識を持っている。ただ、葛城市は、あまりにもほかと違った条件を持っており、非常に特異的であるということは、県内全市町村が理解しているので、知事もセグメント会計の中で配慮をし、特異な対応をすると答えられているという答弁がありました。

次に、水道事業の認可申請に係る自己水源の水量調査についてであります。理事者からまず、この事業を行うことになった経緯については、昨年度、本市と奈良県とで懸案、課題事項を整理する中で、本市が平成17年度に策定した水道事業認可図書の水源別計画取水量の割合について、自己水の取水量より県営水道の受水量のほうが多い計画になっているが、現状は自己水を県水より多く取水しており、計画と実績とに乖離が見られることから、現在の水道事業認可の水源別計画取水量について、改めて調査、整理することとなった。なお、この作業は、一体化への参加、不参加に関わらず必要となる作業であるとの指摘があった。そのほか、計画給水人口と1日の最大給水量について、計画と実績とに乖離が見られることや、深井戸などの取水源の整理、さらに、各取水地区の取水契約書に記載されている水源の追加がされていないことを受け、奈良県水道局及び奈良県水資源政策課と協議を行い、本市の水道事業認可の変更を行うこととし、その事業費を令和4年度当初予算に計上しているところである。

次に、水道事業認可変更の概要として、各ため池への河川表流水流入量の水量調査を含め、他の水源としている表流水について、流量などの調査を行った上で、自己水が確実に確保できる量を把握し、実態に即した自己水源の整理を行うものである。その流量調査などの結果次第ではあるが、県域水道一体化に係る財政シミュレーションの修正が必要となるなど、県域水道一体化の議論にも影響が出る可能性があると考えている。なお、この事業は、本年4月25日に竣工期日を令和5年3月31日とする契約を締結し、現在執行しているところであるという説明がありました。

委員からは、葛城市が基本協定を締結するには議会の議決が必要なのか。法定協議会に入ること自体、議決が必要なのか。また、流量調査の結果次第では、財政シミュレーションの修正が必要になるとのことだが、どの時点で変更になるのかという問いに対し、基本協定の締結は、市長が判断し、参加した場合には法定協議会が設立され、法定協議会については議

会の議決が必要である。また、ため池の流量調査については、6月から9月に行った結果を 財政シミュレーションに反映させる予定である。

なお、河川の流量調査については、引き続き3月中旬まで実施する予定であるという答弁がありました。最後に、市長から県域水道一体化へ参加したほうがよいのか、しないほうがよいのかの判断については、葛城市が単独経営を続けた場合と企業団に統合した場合の現時点での財政シミュレーションの比較では、令和36年度においても統合効果が見られないことは、市民の皆さんにとっても関心が高い水道料金の観点から考えると、慎重に検討していく必要があると考えている。ただし、現段階での全ての条件が出そろったわけではなく、浄水場の廃止時期や、現在行っている葛城市水道事業の認可変更業務のための流量調査の結果によっては、財政シミュレーションが変わる可能性もあることや、将来にわたり葛城市単独で本当に水道事業が運営できるのかなど、様々な観点から引き続き検討する必要があり、葛城市水道事業の認可変更業務のための流量調査の結果が今後の状況を左右する大きな要因となるため、現段階では最終的な判断には至らないというのが、現在の心境であると述べられました。

委員から、今の時点で判断に至らないのは、市長だけでなく我々議員も同じである。しか し、いつまでもそのようにはいかないので、葛城市民のために、今後しっかり交渉した中で 最終結論を出してほしいとの要望がありました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされ、数多くの意見、要望 が出されたことを申し添えて、県域水道一体化調査特別委員会の所管事項の調査報告といた します。

- 川村議長 次に、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員長より報告願います。 13番、西井覚議員。
- 西井當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、今定例会中に開催いたしました當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会の審査状況をご報告申し上げます。

本委員会については、令和4年6月28日午前10時から開催し、葛城市當麻複合施設基本計画策定に向け、その基本方針(案)の概要、また市民アンケートの実施状況について説明を願いました。

理事者からは、前回の委員会では、當麻文化会館の複合化という大きな方向性について審議していただいた。複合施設の検討に当たっては、葛城市の整備に対する考え方を整理する必要があるので、今後の基本計画策定に向け、葛城市當麻複合施設整備基本方針(案)を作成した。基本方針(案)は、今後、基本計画策定業務委託のプロポーザルの際の資料となるもので、まず施設の現状の分析と課題の把握を行い、新しい複合施設を整備するに当たっての、未来へ向けたコンセプトの整理、次に、現状の課題解決及び新しいニーズの反映に向けた複合施設の整備の方向性について整理している。また、複合化を検討する當麻文化会館、當麻図書館、當麻庁舎の3施設についての現状と課題について挙げており、さらに、整備の方向性として、現時点において庁舎、図書館、文化会館の3つの要素を1か所に複合化する

ことを想定し、偶然の出会いや発見が生まれる場をコンセプトに掲げ、具体的に基本方針 (案)として、新たな活動のきっかけづくりと交流促進、子どもたちを中心に誰もが行きたくなる施設、気軽に心地よく滞在できる施設、限られたスペースの有効活用、運営まで考慮した施設の5つの項目を挙げている。現在、市民アンケート調査を行っているところで、今後、令和4年度中に市民ワークショップの開催、令和5年度、令和6年度は基本設計、実施設計を行い、令和6年度に、設計に基づいて當麻文化会館の改修工事を行う予定であり、改修工事の後、令和7年度から令和8年度にかけて複合施設の供用を開始したいと考えている。また、6月27日時点の當麻複合施設の整備に関するアンケート調査の集計状況の説明があり、今後、市民アンケート意見の分析や基本計画策定段階で、市民ワークショップなどを実施し、特別委員会でのご意見を踏まえ、意見交換を行いながら、施設整備を進めていく予定をしている旨、報告がありました。この説明を受け、委員から、市民からは今後どうなるのかという不安があるので、住民サービスの拠点であり、現状のサービスを維持、確保するということを基本方針に文書化してほしい。また、當麻文化会館の現状と課題の中に、利用団体の偏り改善という課題があるが、これは現存のサークルが根づいて活動されているということで、誤解のないようお願いするという意見がありました。

また、複数の委員から、アンケート調査について、今後、クロス集計をするなど、年代別などの分析も必要との意見があり、アンケートは現段階のもので、確定したものではない。 また、市民ワークショップでも、年代、地域を考慮して実施するとの答弁がありました。

さらに、この事業の財源について、補助はどうなっているのか、また、個別施設計画の策定が必要ではという問いに対して、庁舎部分は対象外であるが、公共施設等適正管理推進事業債を活用することができる。また、當麻文化会館の個別施設計画は現在未策定であるが、公共施設等総合管理計画を改訂しており、策定可能である旨、答弁がありました。

以上で本委員会の審査状況について報告といたしますが、このほかにも各委員から活発な 意見が出されておりますことを付け加えまして、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関 する特別委員会の報告といたします。

以上です。

川村議長 本定例会中に開催されました常任委員会所管の調査事項及び特別委員会の審査報告は以上であります。

これより日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1、議第34号から日程第4、議第43号までの4議案を一括議題といたします。

本4議案は総務建設常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

6番、梨本洪珪議員。

梨本総務建設常任委員長 ただいま上程されております議第34号、議第37号、議第42号、議第43号の 4議案について、総務建設常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第34号の葛城市都市公園条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、公園の管理はどこが行うのかという問いに対し、吸収源対策公園緑地事業において整備された公園の維持管理については、大字にお願いしている。公園の供用開始後、維持管理を引き継ぐという覚書を交わしているという答弁がありました。

委員からは、管理が適正に行われるようお願いするといった意見がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。次に、議第37号、工事請負契約の締結について(旧當麻庁舎除却工事)であります。

質疑では、工事期間中、住民の安全性確保はどうなるのか。また、當麻庁舎周辺の駐車場は使用できるのか。その周知はどのように行うのかという問いに対し、住民の安全性確保については、解体する旧庁舎と現在の當麻庁舎との間に足場を組むが、車1台と人が通行できるように道路幅を確保している。駐車場については、當麻庁舎北側駐車場の3分の1に工事車両が入るが、残りの3分の2については使用が可能である。また、図書館南側の駐車場は通常どおり使用することができる。市民への周知については、広報や防災行政無線を使って行っていくという答弁がありました。

この答弁を受けて、委員からは、市民への周知だけではなく、休日に他市から来られる人 に向けても、誘導の貼り紙などしっかりと明示を行っていただきたいという要望がありまし た。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、議第42号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を 改正することについてであります。

質疑では、市長自らの判断により、この条例改正を行うことについてご説明いただきたいという問いに対し、市長からは、クリーンセンターの契約事務については総務建設常任委員会で説明させていただいたが、その事務処理についてはずさんな面があったことは否めないと考えている。その部署の職員が事務処理を不適切に行ったことだけが原因ではなく、組織上のチェック体制の甘さやリスクマネジメント面での管理体制など、組織全体での取組が不十分だったと感じているため、組織全体としての改善策を出させていただいた。そして、自らも反省し、今後ずさんな事務処理が行われることのないよう、市全体で取り組み、これまで以上に不祥事の再発防止、職員の綱紀粛正に努めていきたいと考えている。そのため、今回の条例案は、自らを処するもの、管理監督者としての責任を明確にさせていただいたものであるという答弁がありました。

賛成と反対双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決 定いたしました。

最後に、議第43号、調停に代わる決定についてであります。

質疑では、調停に代わる決定書の主文にある前市長、元副市長からの葛城市民に対する謝罪の意はどのような形で行われるのかという問いに対し、さきの2,500万円の調停に代わる決定と同じく、この決定を受諾したことによって謝罪したことにはなるが、文書として謝罪するだけではなく、市としても相手方に謝罪の機会を求めていきたいと考えているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 以上でございますが、このほかにも各委員から質疑がなされ、意見、要望が出されている ことを申し添えて、総務建設常任委員会の報告といたします。

川村議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、議第34号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第34号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第34号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議第37号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第37号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第37号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議第42号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、梨本洪珪議員。

梨本議員 私は議第42号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、反対の立場で討論させていただきます。

これは、クリーンセンターの契約事務調査において、職員の非違行為が発覚したことに関連するものでございます。職員に懲戒処分を出していることから、市長の管理監督責任として、市長の給料を10分の1、1か月減額する内容の条例改正でございます。私は、この提案について2つの視点から反対を申し上げます。

1つは、その責任に対する考え方です。今回の総務建設常任委員会において、調査案件で

ある契約事務について、ようやく調査報告書が提出されました。その内容は、職員の懈怠に よる不適切な契約事務が発生し、公文書の不実記載や工事の証拠となる現場写真の欠損が多 数発生したとのことでございました。これは、あくまで職員個人の資質的な問題で文書作成 などがおろそかになったのであり、工事自体は架空ではなく、必要なものであったとの報告 でございました。

しかし、私が何度も指摘しているように、職員個人の権限だけでは支払いの完了までできるはずがありません。その過程においては、何らかの組織的な隠蔽や歪曲があったはずです。市長は、管理監督責任として、今回、自身にこの処分を科するとおっしゃられますが、実際の契約事務書類には、市長が最終決裁権者として押印した書類が多数ございます。当該職員が職務の懈怠で8月や12月に実施した工事について、年度末前後、3月末あるいは4月以降にしか文書を作成していないのであれば、市長も当然その時期でなければ押印はできないはずです。にもかかわらず、開示された文書にはその工事時期に合わせた日付が記載されています。つまり、契約事務文書の日付がおかしいことが分かっていて押印しているのなら、文書の偽造作成に直接的に加担したことになります。今回、委員会に提出された調査報告書には、その旨は一切触れられていません。そこまで正さずして、本質的な解決と言えるのでしょうか。

本来、公文書とは、役所が意思決定する過程や結果を記録したもので、後の検証を可能にすることで、行政が適正に運営されるようにするのが狙いである。役所の都合で手心が加えられるようなことがあれば、その文書はおろか、行政自体への信頼が失われかねない。このことは、何度も私は伝えてまいりました。今回の文書の取扱いにおいては、役所の都合で手心が加えられた形跡があり、それに関わった市長が取るべき責任は、間接的な管理監督責任だけでなく、直接的な執行責任であると私は考えます。にもかかわらず、今回、そのようなご自身の押印に関する発言は一切ございませんでした。あくまで部下の不始末を取らされる上司を演じられるのであれば、そこには断固として抗議し、提案議案についても反対させていただきます。

2つ目の反対理由は、処分時期に対するものでございます。昨年9月の決算特別委員会において、杉本議員から、何でこんなことになったのか明確に答えてほしいという総括質疑がございました。それに対し、阿古市長は、実は、部長の答弁の中で改善策という部分について、その改善ですので、当然その原因については調べております。会計事務における支払いの遅れの対策として、「担当所長が業務多忙等により決裁事務、会計課への提出を失念した場合」と書いております。ですので、原因はそこにありますと答弁されました。つまり、昨年5月の段階で、市長は問題があることを認識していたわけでございます。6月22日の総務建設常任委員会でも、私の質問に対してそう答弁しておられます。

では、なぜその段階で調査をされなかったのか。監査委員からも指摘があったのであれば、 当然、調査してしかるべきです。その調査を放置し、昨年9月議会の私の一般質問や決算特別委員会でもはぐらかし、12月議会の私の一般質問に言い逃れができなくなって、ようやく調査に乗り出されました。その結果、処分も1年遅れとなっています。そのときに調査して 処分をしていたなら、決裁文書に手が加えられることもございませんでした。

問題は必ず起こります。故意や過失がなくとも、人間が行う作業である以上、どれだけ予防措置をしても防ぐことができないミスはございます。大切なのは、問題が起こったときの対応ではないでしょうか。発覚してすぐに公にし、対応するなら、そのとき限りで事は収まります。しかし、隠蔽しようとすれば、問題は肥大化します。それを収束させるエネルギーは、発覚当時の比ではございません。もし仮に隠蔽が発覚しなかったとしても、その隠蔽が成功したという体験は、組織風土となり、後々にまでずっと組織全体に悪影響を及ぼし続けます。つまり、問題が発覚した際には、トップの毅然とした態度が問われているのでございますが、今回の一連の答弁を聞いても、阿古市長がそのことに気づいているようには、私は思えません。調査を怠り、適切な時期に処分しなかったことについて、市長の責任に対する説明がないままに、処分だけを受け入れることはできません。

以上の理由により、議第42号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する 条例の一部を改正することについて、反対させていただきます。議員皆様の賛同を得られま すことをよろしくお願いいたします。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

2番、横井晶行議員。

横井議員 賛成討論に入ります。議第42号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関す る条例の一部を改正することについて、賛成の立場で討論をさせていただきます。

皆さん、このたびの条例改正について、本年5月30日に非違行為が発覚した職員2人に対し、懲戒処分を行ったことによる管理監督責任として令和4年7月1日から同年7月31日までの1か月間、市長の給料を10%減額するものであります。皆さん、古今東西、今から1,800年前、蜀の諸葛亮孔明は泣いて馬謖を斬ったのでございます。人に厳しくある前に、自分に厳しくあり、これが諸葛亮孔明の意思です。歴史は繰り返すのでございます。

昨年度より問題となっておりました契約事務について調査した結果、職員の懲戒処分に至ったわけですが、その調査について報告されたのが6月22日の総務建設常任委員会であり、本来であれば、職員の懲戒処分及び市長の減給の表明については、本報告の後にすべきところ、先ほども申し上げましたように、5月30日にされています。しかし、職員の懲戒処分について、諸事情により報告までにする必要があり、それと同時に表明されたことは理解し、市長自ら管理監督責任ということで、自らを厳しく罰するこの姿勢を私は高く評価すべきではないかと思います。

皆さん、組織体のリーダーは人に厳しくある前に自分自身に厳しくあるべきであります。 市長のこの判断は、厳しさだけではなく、潔く、清く、正しく、行政に反映すべき市長の行 為であると私は感ずるのであります。今後は、二度とこのようなことがないように、再発防 止をしっかり講じていただくことを強く希望しまして、本議案に対する私の賛成討論とさせ ていただきます。皆さん、ご賛同をお願いいたします。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 私は議第42号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて反対の立場から討論いたします。

この議案については、先ほど来から討論の中でありましたように、職員の不適正な事務処理について、市長の管理監督責任を理由として市長に給料の1か月分、10%の減給処分を行うために条例を改正するものであります。

本来、懲戒処分というのは、職員の綱紀粛正及び市民が失った行政の信頼、これを回復するために行われております。とりわけ市長の場合は、インターネットで今いろいろと調べることができますから、例えば、市長、減給処分というのを検索していただくと、いろんな他市の事例が出てまいりますけれども、その多くは、やはり1つは市長の不祥事、市長自身の直接の執行責任、それから職員の官製談合事件等による逮捕、懲戒免職等による責任、あるいは直接市民に金銭的な大きな被害が及ぶような、職員の不適正な事務処理等、大きくマスコミ等で取り上げられた事案について、市長が自らを減給処分する、こうした事例はたくさん見受けられます。つまり、これはマスコミ等で様々に報道されたことについて、やはり行政に対する信頼を取り戻すために市長が自らこうした減給処分を行う。こういうことはあろうかと私も思っておりますが、今回、この案件で出てきております減給処分につきましては、その処分事由が職員の管理監督責任について問われているということで行われるものであります。

じゃあ、職員が何をしたのかということにつきましては、先ほど来から出ておりますように、クリーンセンターに伴う工事について、職員に不適正な事務処理があったということであります。これについて、職員には処分が行われていますけれども、その処分事由は、1つは懈怠行為、職務について怠けがあったということが1つと、虚偽報告、この2件なんです。これはいずれもそんなに大きな、懲戒処分の指針におきましては、免職とか停職に当たるような処分にはなりません。しかし、今、課長職にあるということと、この2つの懈怠行為と虚偽報告ということで、これらの2名の職員については、既に減給処分等が行われたわけですけれども、直接管理責任がない、直接には部長にあると思いますけれども、直接には管理責任のない市長がこうした事案について、しかもこれは委員会で議論をされたり、議会では議論されて、議員の知るところでありますけれども、マスコミで広く知られたことのないような事案について、こうした減給1か月の処分を市長がされるということに対して、大変私は違和感を感じました。

それは、この懲戒処分につきましては、市長の裁量権です。これは地方公務員法にも関係ありません。言えば、職員の処分と違いますから、市長が自らお決めになってされることですから、それについてとやかく言えることではないですけれども、しかし、条例改正するということになれば、市長の自らに対する懲戒処分がどうだったか、これは議会も当然チェックするべきだろうと思って私は述べているのでありますけれども、私は市長のこの懲戒処分の処分量定が大変異常な感じを受けております。と申しますのは、これ将来、今後、同じような事案、つまり職員の懈怠行為及び虚偽報告によって職員が懲戒処分を受けた場合、同じように市長はこうした減給の処分を自らにされるんでしょうか。私は、ある程度同じような

基準でもってこうした懲戒処分が行われることが、懲戒処分に対する信頼性を生むと思うの であります。

しかし、こういうこと、本当にできるんでしょうか。更に言えば、過去がどうだったか。 過去、葛城市の官製談合事件、道の駅かつらぎ建設事業においてありました。その調査の過程で、葛城川東側線の官製談合事件において、担当課の職員が逮捕されました。懲戒免職になっておりますけれども、この際、この職員の人事異動、その担当課に異動させたのは阿古市長であります。私は阿古市長がどういう処分を自らに科せられるかそのとき大変関心を持って見ておりましたけれども、これ、何らなかったんですよ。新聞でもこれ取り上げられた問題ですよ。そのときはされなかった。

しかし、今回、私はマスコミでも大きく取り上げられたことでもない問題、職員の懈怠行為、あるいは虚偽報告という処分事由で、直接監督責任のない市長がこうした処分をされる。私は市長の基準がどこにあるのかさっぱり分からない。何の目的のために今回こういう重い処分をされるのかも分からない、将来そういう処分をされていくのか、そういう事例の場合に。これ、職員も不安になりますよ。私、こういうことがあってはならないと思うので、今回のこの処分については、非常に大き過ぎる処分になっておりますし、適正な処分ではないと考えますので、反対したいと思います。

私としては、本来、もしこの処分が減給に当たる処分とすれば、先ほど梨本議員がおっし やったように、虚偽報告ではなくて、明らかに決裁文書の改ざんがあった。決裁文書の改ざ んがあり、それに対する後始末、市長の不始末があった。それだったら私、納得できますよ。 市長が自らの行為及び職員の決裁文書の改ざんということが明確であれば、私はよくやった と、市長は大したものだと評価しますけど、そういう事由じゃないんですよ。職員の処分事 由も非常に軽い、虚偽報告ですから。私はこの点については、過去にもこの懲戒処分の在り 方について、虚偽報告という在り方について、森友学園以降変わっていますよと。懲戒処分 の指針の在り方が変わっていますよ。決裁文書の改ざんとか、公文書の改ざんを虚偽報告で 軽く済ますようなことは終わっていますよと。虚偽文書の作成や決裁文書の改ざんは、免職 または停職ですから、大変重いんですよ。だから、そういう処分を職員が受けたのであれば、 この間、綱紀粛正、行政文書の取扱いについて市長も取り組んでこられたときに、また同じ ようなことが起こった。それに対して市長は自らを律するためにこれだけの重い処分をする んです。それは私、納得できるんですけれども、そうじゃないわけですから、私、本当にち ぐはぐな処分事由であるし、また処分量定であると思いますので、この点について、もう、 こんなんを決めたらあかんと私は思っています、こういう懲戒処分の。これを否決しても、 市民に大きな影響があるわけでもありませんし、議員の皆さんにぜひ考えていただきたいと 思います。

以上です。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

9番、松林謙司議員。

松林議員 私は議第42号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改

正することについて、賛成の立場で討論させていただきます。

市長が部下の不始末の責任を取らされるというこういう次元ではなく、市長自らの自身の管理監督責任への戒めとして今回、減給10分の1は当然のことであろうと、このように思います。

今回の市長の減給が、今回の同事象再発防止につながるかどうかという、こういうことは 別の次元といたしまして、今後は同じような不適切でずさんな事務処理が行われないように、 しっかりと職場体質の改善を含め、再発防止にしっかりと努めていただくことを強く要望い たしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

8番、奥本佳史議員。

奥本議員 私は議第42号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて反対の討論をさせていただきます。

今回の追加議案は、去る5月30日付で報道発表にありました職員2名の懲戒処分について、市長の管理監督責任として減給10分の1、1か月を行うというものでございます。懲戒対象となった職員2名は、地方公務員法第29条第1項第1号と第2号に抵触するものとして、1人には停職2か月、残る1人には減給10分の1、1か月の処分が下されました。その一方、特別職である市長に対しては地方公務員法の適用がないため、今回の議案として提出されております。

これを一読しただけでは、市長が職員の懈怠に対して責任を取るという非常にすばらしい 内容に思えるんですが、実は、よく考えると、この議案を通すことは葛城市の将来にとって 私は大きなマイナスになる要素が隠されていると思えるんです。その理由を3つ、ご説明さ せてもらいます。

まず、法的な根拠を再確認させてもらいます。地方公務員の懲戒処分については、4種類の定めがあります。それは軽い順に、戒告、減給、停職、免職です。そして、地方公務員法第29条に、懲戒処分に関する事由として3つ明示されております。1番、地方公務員法や教育公務員特例法、これらに基づく条例、規則、規程に違反した場合。2番、職務上の義務に違反し、職務を怠った場合。3番、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合の3点を明示されております。以上が、懲戒処分の根拠法となります。

そして、更に加えて、国家公務員に対して人事院が定める懲戒処分の指針というのがございまして、そこにおいては、懲戒処分の指針をもとに、地方自治体が独自の懲戒処分指針を設けている事例がたくさんあります。残念ながら、葛城市にはこの独自の懲戒指針の取決めはないようです、調べた限り。もし仮にあっても、それは公開されておりません。ですので、ほかの地方自治体が定める独自の懲戒処分指針を読み解きますと、1つ共通する項目があるのが分かりました。それを挙げてみます。それは、職員の非違行為に対しては厳正な処分を行うものであり、懲戒処分は、不利益処分である。したがって、単に厳しければよいというものではなく、公平、公正であることはもちろん、広く納得性が得られるものでなければならない。さらにその上、他の職員や社会に与える影響についても考慮しなければならない。

こういう規定が共通してあるんです。特別職の懲戒処分については、根拠法は存在しませんが、これら、自治体によってはこの独自の懲戒指針に盛り込んでいるところもありました。

次に、これらの法的根拠や独自の懲戒処分指針に沿って、懲戒となった事例を調べてみました。一番直近では、皆さんご存じのように、一昨日、天理市の事例が報告されております。ほぼ全て、全国的に、職員が地方公務員法に違反した場合の懲戒処分として、当該職員だけでなく、それに連なる全ての上司も同時期に懲戒対象として処分されているんです。今回それが葛城市にないんです。これは、日本全国どこを探してもこういう事例はございません。該当の職員の懲戒に対しては分かるんですけども、その間の上の中間管理職を飛び越えていきなりトップの市長が、町長が、そういう事例は一切ございません。つまり、公平、公正の原則にのっとったら、本来なら上司に対しても応分の処罰を行っている、これが全国的な事例でした。

ところが、今申し上げたように、葛城市の場合それがない。さらにです。5月30日の当該職員の懲戒発表の後、1か月もたってから、中間管理職の懲戒を飛び越えていきなり市長の懲戒がこの議会に提案されたわけです。これは先ほど谷原議員もおっしゃったように、非常に違和感あるんです。今回提出されたこの市長だけの給与の減額案を認めてしまうと、公平、公正の点において、組織管理上問題が残ると私は思います。懲戒処分において、責任を問われる職員と問われない職員がいるとどうなるか分かりますか。考えてください。あの人は市長のお気に入りだから処分されなかったと。市長が処罰されたのにあの職員が処罰されんのはおかしい。そんなうわさが飛び交う事態にもなりかねません。

また、一連の処罰のさじ加減が市長の裁量次第で変化するというのは、やはり公平性は到底担保できないと考えます。現在、葛城市には人事院のルールに基づく独自の懲戒指針も存在しない中、将来にわたって公平、公正の線引きが難しい先例をつくってしまうことは、今後の市政運営にとってマイナス以外の何物でもないと私は思います。これが私が賛成できない最初の理由です。

そして次、組織を構成する職員の立場から考えた場合です。今回、市長は管理監督責任として減給するとおっしゃっております。これは責任と対価という側面から考えたとき、あまりにも一方的で独善的ではないでしょうか。懲戒に至る職員の不法行為に対しては弁護するつもりはありませんが、その懲戒についてのルールがない状況で、今回のような市長の懲戒を発表することは、職員の萎縮を招きかねません。組織において、部下に対する気配り、目配りや部下の視点で物事を解釈することを日々心がけるリーダーに対しては、組織の風通しもよく、部下の失敗に対しても、叱ることで次の改善につながる状況が生まれます。しかし、その逆の組織、ミスを許せないリーダーの下では、部下は常にリーダーの顔色をうかがい、自分の行動を決定するという後ろ向きの行動が多くなり、また隠蔽につながりやすくもなります。さらには、余計なことをやって失敗するのであれば、何もしないことが得策だと、そう考える職員が出てこないとも限りません。また、部下のミスに対して、リーダーが自分の責任を殊さらに強調することは、暗に部下の能力不足を責めていることにもつながります。リーダーの不信感を増大させ、ひいては組織のチームワークが瓦解する危険性をはらんでい

るのです。その点、独自の指針に沿って粛々と処分される場合は、あくまでも健全な組織運営上のルールにのっとった措置なので、疑心暗鬼に至らずに済みます。

今回市長は、ご自身の減給を議会に認めさせ、職員の気持ちが波立たないとでも思っていらっしゃるのでしょうか。葛城市役所内が今以上に風通しよく、積極的に職務に取り組む職員が増えるとでも考えていらっしゃるのでしょうか。そうであれば、それは大きな誤解であると私は申し上げたいです。真に管理監督責任を取りたいのであれば、日々職員とやり取りをもっと密にして、報告も上げやすい、話しかけやすい職場環境をつくることこそが、市長が最優先で取り組むべき責任ではないでしょうか。それを踏まえると、今回の給与カットは、一体誰に向けた処分なのかと首をかしげたくなるんです。私は、市長の人気取りにしか見えないんです。どうしても給与カットされたいのであれば、減給相当10%分の執務時間を増やしてください。今後、同様のことが起こらないよう、業務改善を進め、職員が安心して仕事に取り組める組織構築に充てていただけないでしょうか。これが、私が賛成できない第2の理由です。

そして最後、これまで市長は選挙公約だからと、市長報酬減額を二度も議会に諮ってこられました。これについては過去、議会はもろ手を挙げて賛成したのではありません。過去複数の議員がおっしゃっていたように、このような状況がまかり通るような市政が続くようであれば、今後、やる気のある政治家が育たなくなる。また、市長報酬減額を選挙公約とすることは、公費を使っての法律に抵触する行為とならないのかとの懸念もありました。市長が我慢しているという変なプレッシャーを職員はじめ議員に与えるやり方というのは、私はおかしいと思います。

以上、3つの理由をもって、私は今回の提出議案について賛成できないということを申し上げて、反対討論とさせていただきます。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

7番、吉村始議員。

吉村議員 私は議第42号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することにつきまして、私は賛成の立場から討論をいたします。

今回、クリーンセンターの契約事務が不適切であったという一連の事象につきまして、市長自らの判断でご自身の給与を1か月、10分の1を減額することを決められました。これは、今まで反対討論の中でも触れられておりますけれども、市の懲戒処分の方針などに定められたものでもなく、ほかの自治体にも同様の例がないということであります。

阿古市長は、就任以来ずっと、本来生活給であります自らの給与を半額に、副市長の給与も何割か減額をされているということと同様、一部の有権者は評価されるかもしれませんけれども、このことにつきましては、私自身はよいことと言えるのかどうかということは正直分かりません。ただ、今回の判断につきましては、一連の不祥事に対して管理監督責任ということであれば、この処分が重すぎる、バランスが取れていない、それはそのとおりであると思います。ただ、市長が自らこのことを招いたこれまでのことについて自らの責任を痛感しておられ、そしてもうこれ以上事を起こさないという綱紀粛正のために、あるいは市民か

らの信頼を損ねたことに対して一定のけじめをつけたいんだというふうなことに加えまして、 さらに、今後このようなことを起こさないというような強い決意を持っておられると。その 意向でもって、このような厳しい処分を自らに科せられたというふうに拝察するものであり ます。

正直、減額がよい方法なのか、私には判断がつかないわけでありますけれども、かといって、ほかにこのように事が示せるような方法があるのかというと、私はないなということで、市長の意思につきましては、理解を示し、尊重をしたいというものであります。市長は就任以来、利権政治からの脱却を公約に掲げてこられましたので、当然、徹底した再発防止に取り組んでいただきたいということで、今回の議第42号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することにつきまして、私は賛成をするものであります。

加えて、2点ほど要望をして終わりたいと思います。

1つ目は、先日、調査報告書を提出された際、示されました再発防止策、10項目出されていますが、この実行を徹底していただきたいと思います。防止策だけでは不十分ということが分かりましたら、速やかに修正をして、再発防止策を実のあるものにしていただきたいというのが1つ目。

2つ目は、先ほども奥本議員も触れられましたが、職員がすぐに報告できる、相談できるという職場の雰囲気をつくっていただきたいということであります。どうしてもマイナスを、これは一般的な組織論ですけれども、マイナスをいかに減らすのかということにのみ腐心するような組織は非常に消極的な組織になってしまいがちであります。本来、公務員の皆さんのお仕事というのは、世の中をよくする、まちをよくする仕事であります。本来、どんどん、多少の失敗をしてでもいいからそれをフォローする、そういったことが重要であります。いろんな政策立案ができる雰囲気づくりをしていただきたいということであります。このことにつきましては、私、聞いておりますのは、例えば、夕礼のときに、市長が実際に出向いて、職員に話をするということも始められているということでもありますし、また、以前にも増して市長が職場のほうへ回られているというふうに聞いております。今後とも、よりコミュニケーションを取っていただきまして、先ほど申しました職員がすぐ報告できる、相談できるという、そういった積極的な職場の雰囲気をつくっていただきたいということを要望しまして、私の意見といたします。

以上です。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

3番、柴田三乃議員。

柴田議員 私は議第42号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改 正することについて、賛成の立場で討論いたします。

私としても、先ほども反対討論の中にも出ていますように、今回の職員の非違行為に対して市長が自身に科せられた処分はかなり重いのではないかと思っております。しかしながら、市長が述べられている管理監督責任という文言の中に、市長は言及されませんでしたが、任

命責任、決裁権者としての責任も含まれている、それを反映した自分自身への処分であると 私は受け取っております。また、組織の長として改めてしっかりやっていくという決意の表 れであると思っております。改善すべきところはしっかりと改善していただき、市民が誇り に思う葛城市にしていっていただきたいと思っております。

以上、私の賛成討論とさせていただきます。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

14番、藤井本浩議員。

藤井本議員 ここまで私も議論が活発になっているということは予測せず、討論を予定していなかったわけでございますけれども、私自身も討論をさせていただきたいと思います。反対することはございませんので、賛成討論でございます。

なぜ賛成討論か、反対する決め手がないということで賛成討論させていただきます。先ほ どご説明、委員長報告にあったように、組織全体の問題であり、再発防止、また自らを処す るということで、こういうことになったわけでございますけども、これを見られている一般 の会社員の方とかにも、こういう減給とか、処分というのがございます。これは主に労働基 準法、労働契約法、こういったところで定めがあろうかと思います。皆さん方のような公務 員の場合は地方公務員法で定められています。特別職というのは、その地方公務員法にもな く、この条例を変えさせなあかんということで、今般、こういう条例改正を出されているわ けでございますけども、このこと自体が令和2年度に起こっていることであって、今回こう 出されたと。15日の開会のときにはまだ出ずに、27日になって、これが改めて提案された。 いわゆる地方公務員法にもない、労働基準法にもない、これは議会の条例でこの判断を委ね なければならない。しかし、我々議員としてもこれが正しいのか、過剰なものなのか、いや いや、不足しているのか。こういうものを持ってないわけです。そうなると非常に、皆さん から意見が出るように分からない。これが正しいかどうかということで、市長の思いとして 出されたのだから、私は反対もせず賛成をさせてもらいたいと思いますけども、今後はもう 少し時間を、検討するいろんな事例等もございます。数日ではちょっとしんどいところがあ るので、もっと時間を与えられて、条例を改正するということの意味を、担当部署も含めて もっと時間を与えてもらわないとなかなかできない。今後そういうことをお願いして、私の 賛成討論とさせていただきます。

以上です。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第42号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

川村議長 ボタンの押し忘れ、ありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議第42号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議第43号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第43号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第43号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議第33号から日程第8、議第38号までの4議案を一括議題といたします。 本4議案は厚生文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

8番、奥本佳史議員。

奥本厚生文教常任委員長 ただいま上程されております議第33号、議第35号、議第36号、議第38号の 計4議案について、厚生文教常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第33号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

次に、議第35号、工事請負契約の締結について(新庄スポーツセンター耐震改修及び屋根 改修工事)であります。

質疑では、耐震改修、屋根の改修以外に、床面の劣化したライン、またプール使用時の更 衣室も改修するのかとの問いに対しまして、床面についてはサンダーがけの後、ラインを引 き直し、ポリウレタン塗装を行う。更衣室についても改修するとの答弁がありました。

また、今後、工事発注に際しては、市内業者の育成も考え、細かく分けた入札の検討もしていただきたいとの要望がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 続いて、議第36号、工事請負契約の締結について(葛城市立新庄中学校南東部擁壁改修工 事)であります。

質疑では、グラウンドの南側の擁壁改修は今回行われないのか。また、工事の間、南側から入ることはできず、北側からのみとなるが、その対策はとの問いに対しまして、今回の工事は緊急性のあるところのみであって、南側の擁壁については緊急性がない。また、工事中は南側から入れなくなるが、利用者は一、二割程度で、以前の工事の際にも問題はなかったとの答弁がありました。

また、別の委員からは、工事期間が令和5年3月27日までと長いが、特に大きな音が出る 工事は夏休み中に行うなど、授業に影響のないようお願いしたい旨の要望がありました。

これについても討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第38号、財産の取得についてであります。

質疑では、電子黒板等が壊れたときはどうするのか、保証はあるのかとの問いに対しまして、1年間のメーカー保証がついており、その後は別途、保守契約を締結するか検討するという答弁がありました。

また、地震の際、倒れたりキャスターが動いたりするが、大丈夫かとの問いに対し、メーカーと相談して、必要であればワイヤーで留めるという答弁がありました。

さらに、今までの黒板は補助的なものとなるのかとの質問に対し、できる限り電子黒板を 使いたいが、あくまで併用して使うこととなるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 このほか、各委員からも活発に質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されましたことを 申し添えます。

以上、厚生文教常任委員会の報告といたします。

川村議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第5、議第33号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第33号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第33号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議第35号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第35号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第35号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議第36号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第36号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第36号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議第38号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第38号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第38号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、請願第1号を議題といたします。

本案は県域水道一体化調査特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

14番、藤井本浩議員。

藤井本県域水道一体化調査特別委員長 ただいま上程されております請願第1号、県域水道一体化計画について葛城市民に説明することに関する請願について、県域水道一体化調査特別委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

理事者への質疑では、この請願のポイントは、市民に説明する、それから市民の声に耳を傾ける、この2点であろうと思う。まず、市民に説明するということについては、広報誌やホームページ、SNSなどで発信できるが、耳を傾けるということになると、会合を設けるなど何らかの機会をつくるべきだと思うが、これについて予定はあるのかという問いに対し、市民の皆様への説明については、今年5月18日にあかねホールにおいて、これまでの経緯について区長会に説明させていただいた。今後、基本協定締結までに時間は限られているが、再度、区長会に説明させていただく予定をしているという答弁がありました。

委員からは、区長会だけでなく、もっと広い範囲の市民に耳を傾け、区長会で説明する次のステップとして、市民の方に参加していただける機会をつくっていくべきであると考える

という意見がありました。

請願紹介者への質疑では、議会としても比較検討できるだけの材料がないため、現段階で 判断しがたい状況であり、市民に説明するのは難しいと考えるがという問いに対し、市がで きる範囲で、適切な時期に適切な方法で説明いただき、さらに、市として決定に至るまでに は、ぜひ市民の声に耳を傾けていただきたいという思いを伺っていると答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定をいたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員からの活発な意見が出されておりますことを付け加えて県域水道一体化調査特別委員会の報告といたします。

以上でございます。

川村議長 以上で、県域水道一体化調査特別委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、請願第1号を採決いたします。

請願第1号に対する委員長報告は採択であります。本請願を委員長報告のとおり採択する ことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

ただいま採択することに決定いたしました請願第1号は、執行機関に送付し、その処理の 経過及び結果について報告を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、請願第1号は執行機関に送付し、その処理の経過及び結果について報告を求めることといたします。

次に、日程第10、議第39号から日程第12、議第41号までの3議案を一括議題といたします。 本3議案は予算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めま す。

5番、杉本訓規議員。

杉本予算特別委員長 議長のお許しを得ましたのでご報告いたします。去る6月15日の本会議におきまして予算特別委員会に付託されました議第39号から議第41号までの補正予算3議案につきまして、6月24日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第39号、令和4年度葛城市一般会計補正予算(第2号)の議決についてであり

ます。

質疑では、當麻複合施設基本計画策定業務委託料として2,500万円が計上されているが、 その内容についてはという問いに対し、當麻文化会館を全面改修し、當麻庁舎、當麻図書館 の要素を集約した複合施設を整備するに当たっての當麻複合施設基本計画を策定するもので あり、計画作成準備、改修計画の作成、会議等の運営支援、発注方法や事業スキームの検討、 冊子の作成の業務を委託するものである。また、管理運営に係る計画案の検討や市民ワーク ショップなどの場で職員の力が発揮できる部分については市で実施し、計画に反映できるよ うに考えているとの答弁がありました。

この答弁に対して、基本計画策定業務については、丸投げにならないよう、市ができることはやっていきながら、職員の財産として積み重ねていただきたいという要望がありました。次に、専門分野アドバイザー報償費及び専門分野研修委託料の内容はという問いに対し、これまで事業を進めるに当たり、専門分野の方への相談は、国等の制度をはじめ、顧問弁護士、人脈を活用して、予算を使わずにアドバイスをいただき、事業内容に反映させてきたが、専門分野アドバイザー報償費は、今後、新たに市として取り組むべき事業や地方創生交付金事業の効果検証などについて、積極的に専門家の見地から意見をいただいたり、無償で対応できない場合に備えるものである。また、専門分野研修委託料は、新たに取り組むべき事業や、現在も行っている事業について、専門的な知識を必要とする場合に、専門的な知識を持つ方に来てもらい、職員で共有し、全体の能力向上を図るための研修を行うものであるとの答弁がありました。

また、専門分野アドバイザーは、各職員が持っている問題意識を拾い上げ、その課題解決 につながるような仕組みになっているかという問いに対し、企画政策課だけではなく、各課 にまたがって実施する業務について、専門分野アドバイザーの予算を活用できるように運用 をしていきたいという答弁がありました。

次に、保育給食費助成事業と給食費保護者負担軽減事業の内容はという問いに対し、保育 給食費助成事業は、コロナ禍における物価高騰の影響を受けた市民の方に対する生活支援の ため、市内の保育所、市内外の保育園に通園している子どもの給食費について助成を行うも ので、市内の私立の保育園、小規模保育所などの園児全てに対して、令和4年9月から12月 までの4か月間の給食費を助成する。また、給食費保護者負担軽減事業は、市内小・中学校 と幼稚園の給食費負担金を令和4年9月から12月までの4か月分を補助し、子育て世帯の負 担軽減を図る事業のうち、主に私立の幼稚園、小・中学校に通う子どもの給食費を補助する ものであるという答弁がありました。

次に、住民税非課税世帯等臨時特別給付金について、申込みが必要なのか、また、申込み不要のプッシュ型なのかという問いに対し、今回の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業については、令和3年度は住民税課税世帯であって、令和4年度の均等割が非課税の世帯と令和4年1月以降の家計急変世帯が主な対象になっており、住民税均等割が非課税の市内の方については、市から確認書を送付するプッシュ型となり、家計急変世帯の方の場合は、申請をいただいて対象になるかどうか確認することになるという答弁がありました。

次に、衛生費、可燃ごみ処理事業におけるごみ焼却施設運転管理委託料の増額は、燃料単価の上昇など社会情勢の変化によるものなのか、それともごみ処理量が増えたことによるものか。また、その費用増加に対しての今後の対策として、どのようなことを考えているのかという問いに対し、今回の補正は、日本銀行の国内企業物価指数などを基にした物価変動の影響により見直しを行うものである。

一方、ごみ処理量の増加対策としては、分別収集について啓発を行い、市民の皆様にご理解、ご協力をいただきながら、ごみの減量化につなげていくことが費用の節約と地球環境の保護につながると考えているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。 次に、議第40号、令和4年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第1号)の議決について であります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

最後に、議第41号、令和4年度葛城市水道事業会計補正予算(第1号)の議決についてであります。

若干の質疑がございましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされ、数多くの意見、要望 が出されたことを申し添えて、予算特別委員会の補正予算の審査報告といたします。ありが とうございました。

川村議長 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第10、議第39号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第39号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第39号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議第40号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第40号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第40号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議第41号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第41号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第41号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、発議第3号、環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書を議題といたします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

8番、奥本佳史議員。

奥本議員 ただいま上程を賜りました発議第3号、環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に 向けた学校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書について、提案理由の説明をさせ ていただきます。ちなみに、ZEBとはアルファベットのゼロエネルギービルの頭文字、Z、E、Bをつなげたものです。それでは、説明に入ります。

地球温暖化や激甚化・頻発化している災害等に対し、地球規模での環境問題への取組である SDG s や2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、さらなる取組が急務であるが、公共建築物の中でも大きな役割を占める学校施設の老朽化がピークを迎える中、教育環境の向上とともに、学校施設を教材として活用し児童生徒の環境教育を行う「環境を考慮した学校事業(エコスクール事業)」が行われてきました。

この事業は現在、「エコスクール・プラス」として、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携協力し、認定を受けた学校が施設の整備事業を実施する際に、関係各省より補助事業の優先採択などの支援を受けることができ、平成29年から今まで249校が認定を受けています。文部科学省の支援として、令和4年度からは、「地域脱炭素ロードマップ(国・地方脱炭素実現会議)」に基づく脱炭素先行地域などの学校のうち、ZEB Readyを達成する事業に対しまして、単価加算措置(8%)の支援が行われているところであります。

文部科学省の補助としては、新増築や大規模な改修の他、例えば教室の窓を「二重サッ

シ」にする等の部分的な補助事業もあり、ある雪国の学校では電力を大幅に削減するとともに、児童生徒に快適な教育環境を整えることができました。また、太陽光発電や壁面緑化、自然採光等を取り入れた学校施設(身近な教材)を通じて、仲間とともに環境問題や環境対策を学ぶことができ、科学技術への触発となるとともに、最新の技術等を学ぶ貴重な教育機会となっています。

そこで、これまで多くの事業が全国の学校施設で行われてきましたが、カーボンニュートラルの達成及び環境教育の推進を行うためには、さらに加速して事業を実施することが必要です。特に、多くの学校での実施が重要であり、技術面(学校施設のZEB化に関する先導的なモデルの構築及びその横展開等)及び財政面(学校施設整備に対する国庫補助)について、以下の事項に留意してさらなる推進を行うことを強く求めます。

1番、技術面に関しては、学校施設に関するZEB化の新たな技術の開発や周知を行う。特に、新築や増築といった大規模事業だけではなくLEDや二重サッシといった部分的な省エネ改修事業も、しっかりと周知を行い「できるところから取り組む」自治体・学校を増やしていくことが、カーボンニュートラルの達成及び環境教育の充実につながることに留意して、周知の徹底に取り組むこと。

2番、財政面に関しては、カーボンニュートラルの達成及び環境教育の充実に向けて、多くの学校が取り組むことができるよう、学校施設整備に対する事業予算額を増額すること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

説明は以上でございます。議員皆様方のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

川村議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付 託を省略し、討論、採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに 決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第3号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題と いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の閉会中継続審査申出一覧表のとおり、葛城市議会会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出書が提出されました。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、一覧表記載事項について、閉会中の継続審査をすることに ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とする ことに決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員の皆様方には、15日の開会以来、慎重にご審議をいただき、また格段のご配慮をいただきまして、本日まで議会運営が円滑に進められましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

これをもちまして本定例会を閉会するわけでございますが、各執行機関におかれましては、 議員各位から会期中に出された意見や要望を真摯に受け止められ、本市の更なる発展のため に、創意工夫を凝らし、諸施策の実現に向け、引き続き全力を挙げて取り組んでいただきま すことを要望いたしまして、私の閉会の挨拶といたします。

最後に、市長より発言を求められておりますので、これを許します。 阿古市長。

阿古市長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月15日に開会されました令和4年第2回葛城市議会定例会が、15日間の日程を終え させていただき、本日をもちまして閉会の運びとなりました。

議員の皆様方には、長期間にわたりまして、ご提案を申し上げました各議案について慎重なるご審議を賜り、全ての議案の可決をいただきましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

会期中に議員の皆様方から頂戴いたしました貴重なご意見などを真摯に受け止め、職員一丸となって、葛城市の更なる発展のため、鋭意努力してまいる覚悟でございます。議員の皆様方におかれましては、なお一層のご支援、ご指導をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、閉会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

川村議長 以上で令和4年第2回葛城市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後0時14分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議会議長 川村 優子

議会副議長 吉村 始

署名議員 西川 善浩

署 名 議 員 下村 正樹